

障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業

1 目的

障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員は、①感染すると重症化するリスクが高い利用者との接触を伴うこと、②継続して提供することが必要な業務であること及び③障害福祉サービス施設・事業所等での集団感染の発生状況を踏まえ、相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感を持って、業務に従事していることから、慰労金を給付する。

2 対象者及び支給額

対象者：Ⅰ（対象事業）及びⅡ（支給条件）に該当する方

Ⅰ 対象 事業	全ての障害福祉サービス施設・事業所等（通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所、障害者施設等、訪問系サービス事業所、相談系サービス事業所）及び重度障害者等包括支援事業所に勤務し、利用者と接する職員 （慰労金の支給対象となる地域生活支援事業） A市町村事業 地域活動支援センター、日中一時支援、盲人ホーム、福祉ホーム、移動支援事業、訪問入浴サービス、障害者相談支援事業、基幹相談支援 B都道府県事業 盲人ホーム、福祉ホーム、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 （※1）
Ⅱ 支給 条件	次のいずれにも該当する職員 ①障害福祉サービス施設・事業所等で通算して10日以上勤務した者（※2） ②慰労金の目的に照らし、「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いている職員（派遣労働者のほか、業務委託受託者の労働者として当該障害福祉サービス施設・事業所等において働く従事者についても同趣旨に合致する場合には対象に含まれる。） （※3）

注) 慰労金の支給は、医療機関や介護サービス事業所・施設に勤務する者への慰労金を含め、1人につき1回に限る。

※1 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の事業者（支給対象施設・事業所に準ずるものに限る。）であって、当該地域における緊急事態宣言発令中に市町村からの要請を受けて業務を継続していた事業所については、対象となる（休業要請が出ていないことをもって対象となる。）。

※2 「10日以上勤務」とは、障害福祉サービス施設・事業所等において勤務した日が、令和2年1月15日から同年6月30日までの間に延べ10日間以上あることとする。

年次有給休暇や育休等、実質勤務していない場合は、勤務日として参入しない。

※3 施設管理者、事務職や調理師等を含め、感染すると重症化するリスクが高い利用者との接触を伴い、継続して提供が必要なサービスであることなどを総合的に勘案し、障害福祉サービス事業所等において利用者と接する一定の職員を対象とする。明らかに接触することのない職員は対象外とする。

対象職員は、正職員のほか非正規職員やアルバイトも含む。

支給額

① 利用者に新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者である利用者に対応した障害福祉サービス施設・事業所等に勤務し、利用者と接する職員	(訪問系サービス) 実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者にサービスを一度でも提供した職員 (その他の障害福祉サービス施設・事業所) 実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が発生した日(※4)以降に当該施設・事業所で勤務した職員	1人20万円
② ①以外の障害福祉サービス施設・事業所等に勤務し、利用者と接する職員		1人5万円

※4 患者については症状が出た日、濃厚接触者については感染者と接触した日

3 給付方法等

(1) 現に障害福祉サービス施設・事業所等に従事している方(派遣職員や業務委託による方も含む。)

- ・現に障害福祉サービス施設・事業所等に従事している方については、原則として、当該従事者等が勤務先の障害福祉サービス施設・事業所等に代理受領委任状を提出します。

- ・委任を受けた障害福祉サービス施設・事業所等は、代理受領の委任を行った当該従事者等について、慰労金受給職員表をとりまとめ、都道府県に給付申請を行います(当該事業所・施設等が、その従事者に慰労金を支払う前でも申請可能)。

- ・障害福祉サービス施設・事業所等の口座に慰労金を受け入れて、職員に給付を行うことが制度的に出来ない場合(国公立の障害福祉サービス施設・事業所

等)には、当該障害福祉サービス施設・事業所等が従事者等を取りまとめて給付申請を行い、当該従事者等への給付は、都道府県が直接行うこととなります。この場合、申請に当たっては、職員ごとに振込口座を確認し、記載いただく必要があります。

(2) 障害福祉サービス施設・事業所等を退職した方

・実施要綱に定める対象者に該当する方であって、既に障害福祉サービス施設・事業所等を退職した方については、以下のいずれかの方法により給付申請を行います。

ア 対象期間（令和2年1月15日から同年6月30日まで）における勤務先による申請

イ 都道府県への直接申請

・退職者からの給付申請に当たっては、いずれの場合においても、原則として、当該退職者が勤務していた障害福祉サービス施設・事業所等から勤務期間の証明を取得し、慰労金を申請する障害福祉サービス施設・事業所等において適切に保管してください。

注) 慰労金は、所得税法の非課税規定に基づき、非課税所得に該当します。また、令和2年度特別定額給付金等に係る差押禁止等に関する法律に基づき、受給権について、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることが禁止され、支給を受けた金銭についても、差し押さえることが禁止されています。